平成２９年（フ）第８３７号
広島市南区黄金山町２番13号
債務者　寺脇　　一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６３号
広島市安佐北区落合３丁目16番23―201号
債務者　原田　恵子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２号
広島県三原市円一町５丁目２番４―405号
債務者　宇野みゆき（旧姓和気・采田）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１２３号
山口県下関市秋根西町１丁目７番２号　リバティハウス　202号
債務者　前田千映子（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
山口県下関市大字吉母389番地、前住所山口県下関市豊浦町大字川棚8318番地７
債務者　八木てるみ
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
愛媛県西条市氷見乙1666番地５　ミラリオＡ201号、前住所愛媛県伊予郡松前町大字徳丸128番地９
債務者　田中　佑貴
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２２号
愛媛県四国中央市土居町蕪崎1052番地
債務者　大石　翔太
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５４号
愛媛県宇和島市津島町田之浜1476番地１
債務者　信田　妙子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１１５号
福岡県飯塚市大日寺409番地６　城丸荘３号
債務者　花山　秀子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６２号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3819番地24
債務者　杉田　一雄
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３２７号
大分市大字木上82番地の３（ファインドシティ稙田702）
債務者　松川　幸代
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
宮崎県都城市立野町８号６番地プリンセスマンション711号
債務者　南土居政寿
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１３１号
宮崎県延岡市大貫町５丁目2090番地２
債務者　中武真理子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市本名町1204番地　ガーデンホームズ大原Ｃ棟201号
債務者　山下　リナ
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
福島県郡山市大槻町字針生金畑19番地の２
債務者　長尾　憲治
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
金沢市三ツ屋町ハ40番地　二羽寮101号
債務者　楠　　博行
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８０号
広島県竹原市忠海中町３丁目16番１号　ライフサポートホーム聖恵
債務者　小出　忠晴
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所呉支部